

# 令和元年台風第19号に伴う 雇用保険の基本手当の特例措置について

## 1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）。

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

## 2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続を行うことができます。

※ 受給手続に必要な確認書類がない場合でも手続を行うことができます。

## 3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

災害の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、①災害により休業した場合、②災害により一時的に離職した場合に雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

- ① 激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも、基本手当を受給できます。
- ② 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できます。

- 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。
- 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者休業票」（①の場合）又は「雇用保険被保険者離職票」（②の場合）、身分証明書（運転免許証など）、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦3cm×横2.5cm（マイナンバーカードを提示される場合は不要です。））が必要です（ただし、受給手続に必要なこれらの確認書類がない場合でも手続を行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。）。

### ※制度利用に当たっての留意事項

本特例措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業が終了し又は一時離職後に雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業又は一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

また、災害救助法の指定地域に居住していた方又は災害救助法の指定地域以外の激甚災害法の指定地域にお住まいの方で、地方公共団体が発行する被災に関する証明書（罹災証明書、被災証明書等）により被災を証明できる方は、自己の都合で退職した場合でも、給付制限の短縮（3か月→1か月）により、給付開始時期が早まります。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局にご相談ください。

## 神奈川県労働局管内ハローワーク

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
神奈川県労働局職業安定部 職業安定課給付係	〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-77-2 馬車道ウエストビル 3F	045-650-2800(代)
ハローワーク横浜	〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル	045-663-8609(代)
ハローワーク横浜南	〒236-8609 横浜市金沢区寺前 1-9-6	045-788-8609(代)
ハローワーク戸塚	〒244-8560 横浜市戸塚区戸塚町 3722	045-864-8609(代)
ハローワーク港北	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 3-24-6 横浜港北地方合同庁舎	045-474-1221(代)
ハローワーク川崎	〒210-0015 川崎市川崎区南町 17-2	044-244-8609(代)
ハローワーク川崎北	〒213-0011 川崎市高津区久本 3-5-7 新溝ノ口ビル 4F	044-777-8609(代)
ハローワーク横須賀	〒238-0013 横須賀市平成町 2-14-19	046-824-8609(代)
ハローワーク平塚	〒254-0041 平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎	0463-24-8609(代)
ハローワーク小田原	〒250-0012 小田原市本町 1-2-17	0465-23-8609(代)
ハローワーク藤沢	〒251-0054 藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎	0466-23-8609(代)
ハローワーク相模原	〒252-0236 相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎	042-776-8609(代)
ハローワーク厚木	〒243-0003 厚木市寿町 3-7-10	046-296-8609(代)
ハローワーク大和	〒242-0018 大和市深見西 3-3-21	046-260-8609(代)
ハローワーク松田	〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領 2037	0465-82-8609(代)

※下記 QR コードより、神奈川県労働局 HP へアクセスできます。



## 【激甚災害指定に伴う雇用保険求職者給付の給付制限の特例】

給付制限の対象の方（退職理由が自己都合など）は、令和元年台風第19号の激甚災害指定に伴い、給付開始時期が早まります。

激甚災害発生日時点で、以下に該当する方(※1)は、給付制限期間が短縮(3か月⇒1か月)される特例措置がありますので、できる限り早くハローワークに来所してください。

- ① 災害救助法の指定地域に居住していた(※2)方
- ② 災害救助法以外の激甚災害法の指定地域に居住している方であって、かつ、地方公共団体が発行する被災に関する証明書(罹災証明書、被災証明書等)により被災を証明できる方

※1 雇用保険受給資格者証の15欄(「給付制限」)に「3ヶ月」と印字されている方が対象となり、令和2年10月10日までに離職した方に限ります。

※2 地域ごとに災害救助法の適用となった日となります。

### ① 雇用保険求職者給付の手続がお済みの方

- 激甚災害発生日時点で、給付制限期間が1か月を経過している方は、激甚災害発生日から失業の認定を受けることができます。
- 待期中又は給付制限期間が1か月を経過していない方は待期満了後1か月经過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワークから指定された失業認定日(「雇用保険受給資格者証」に記載があります)に関わらず、ハローワークに来所すれば、激甚災害発生日から来所日の前日(待期満了後1か月经過していない方は、1か月经過した日の翌日から来所日の前日)までの分(28日分が上限)の給付を受けることができます。
- これ以後は、ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

### ② 今後、雇用保険求職者給付の手続をされる方

- 待期満了後1か月经過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

#### ※ 制度利用に当たっての留意事項

激甚災害発生日時点で、当該被災地域内に居住していた方が対象です。災害発生後、当該地域外に転居した場合も対象になります。

## 神奈川県労働局管内ハローワーク

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
神奈川県労働局職業安定部 職業安定課給付係	〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル3F	045-650-2800(代)
ハローワーク横浜	〒231-0023 横浜市中区山下町209 帝蚕関内ビル	045-663-8609(代)
ハローワーク横浜南	〒236-8609 横浜市金沢区寺前1-9-6	045-788-8609(代)
ハローワーク戸塚	〒244-8560 横浜市戸塚区戸塚町3722	045-864-8609(代)
ハローワーク港北	〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎	045-474-1221(代)
ハローワーク川崎	〒210-0015 川崎市川崎区南町17-2	044-244-8609(代)
ハローワーク川崎北	〒213-0011 川崎市高津区久本3-5-7 新溝ノロビル4F	044-777-8609(代)
ハローワーク横須賀	〒238-0013 横須賀市平成町2-14-19	046-824-8609(代)
ハローワーク平塚	〒254-0041 平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎	0463-24-8609(代)
ハローワーク小田原	〒250-0012 小田原市本町1-2-17	0465-23-8609(代)
ハローワーク藤沢	〒251-0054 藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎	0466-23-8609(代)
ハローワーク相模原	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎	042-776-8609(代)
ハローワーク厚木	〒243-0003 厚木市寿町3-7-10	046-296-8609(代)
ハローワーク大和	〒242-0018 大和市深見西3-3-21	046-260-8609(代)
ハローワーク松田	〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領2037	0465-82-8609(代)

# 休業中の方がボランティアをした場合について

## 【ボランティアに該当する場合】

休業事業所から作業を依頼された場合でも、有償・無償を問わず、次のような「ボランティア」に該当する場合は、失業給付の基本手当が受給できます。

- ①作業依頼を拒否することができること
- ②作業時間、休憩や帰宅の時間等を自由に決められること
- ③有償の場合でも、交通費等の実費弁償を除き、少額の謝礼のみであること

## 【有償ボランティアの場合】

交通費等の「実費弁償」は「少額の謝礼」に含まれず、支払われたとしても基本手当は減額されません。

**「少額の謝礼」が支払われた場合の取扱は次のとおりです。**

### 1 1日1,306円までの場合

1日1,306円までの謝礼であれば、基本手当は全額受給できます。

### 2 1日1,307円以上の場合

ボランティアの謝礼 - 1,306円・・・A

- ①  $A + \text{基本手当日額} \leq \text{賃金日額の} 80\%$   
・・・基本手当は全額受給可能
- ②  $A + \text{基本手当日額} > \text{賃金日額の} 80\%$   
・・・超える額のみだけ基本手当は減額
- ③  $A \geq \text{賃金日額の} 80\%$ ・・・基本手当は受給不可

※ 「賃金日額」と「基本手当日額」は、それぞれ雇用保険受給資格者証（第1面）の14欄と19欄に記載されています。

(ご注意) 上記1日当たりの額は令和元年8月現在です。毎年8月に変更される場合がありますので、詳細はハローワークにお問い合わせください。

詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。



厚生労働省・神奈川県労働局・ハローワーク

# 令和元年台風第 19 号等の災害により休業している事業主・労働者の皆様へ ～雇用保険の基本手当の特例措置と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～

## ① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

災害により休業した場合や一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含まれます）は、雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に 6 か月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
  - ① **激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止した場合に休業手当が支払われない方については、実際に離職していなくとも基本手当を受給できます。**
  - ② **激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止したために一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給できます。**
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。  
（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。）※
  - ※ 制度利用に当たっての留意事項  
本特例措置制度を利用して、雇用保険の基本手当等の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

## ② 令和元年台風第 19 号による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業等させる場合

令和元年台風第 19 号による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所の事業主は以下の特例措置を利用することができます。（※令和元年台風第 19 号による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用が可能です。）

※「経済上の理由」とは、例えば、以下のような場合が該当します。

- ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・風評被害により、観光客が減少した場合
- ・修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、事業所、設備の早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

本特例は、休業等の初日が令和元年 10 月 12 日から令和 2 年 4 月 11 日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用します。

- ① 休業を実施した場合の助成率を引き上げる（※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の都県内の事業所に限る）【中小企業：2/3 から 4/5 へ】【大企業：1/2 から 2/3 へ】
- ② 支給限度日数を「1 年間で 100 日」から「1 年間で 300 日」に延長（※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の都県内の事業所に限る）
- ③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が 6 か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
  - ア 前回の支給対象期間の満了日から 1 年を経過していなくても助成対象とする
  - イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ⑤ 災害発生日に遡っての休業等計画届提出を、令和 2 年 1 月 20 日まで可能とする
- ⑥ 生産指標の確認期間を 3 か月から 1 か月へ短縮する
- ⑦ 令和元年台風第 19 号発生時に起業後 1 年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑦ 最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面へご相談ください。

## 神奈川県労働局管内ハローワーク

### ① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が休業した場合【雇用保険特例措置】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
神奈川県労働局職業安定部 職業安定課 雇用継続給付係	〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル3F	045-650-2800(代)
ハローワーク横浜	〒231-0023 横浜市中区山下町209 帝蚕関内ビル	045-663-8609(代)
ハローワーク横浜南	〒236-8609 横浜市金沢区寺前1-9-6	045-788-8609(代)
ハローワーク戸塚	〒244-8560 横浜市戸塚区戸塚町3722	045-864-8609(代)
ハローワーク港北	〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-14-30 日総第17ビル2F	045-474-1221(代)
ハローワーク川崎	〒210-0015 川崎市川崎区南町17-2	044-244-8609(代)
ハローワーク川崎北	〒213-8573 川崎市高津区千年698-1	044-777-8609(代)
ハローワーク横須賀	〒238-0013 横須賀市平成町2-14-19	046-824-8609(代)
ハローワーク平塚	〒254-0041 平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎	0463-24-8609(代)
ハローワーク小田原	〒250-0012 小田原市本町1-2-17	0465-23-8609(代)
ハローワーク藤沢	〒251-0054 藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎	0466-23-8609(代)
ハローワーク相模原	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎	042-776-8609(代)
ハローワーク厚木	〒243-0003 厚木市寿町3-7-10	046-296-8609(代)
ハローワーク大和	〒242-0018 大和市深見西3-3-21	046-260-8609(代)
ハローワーク松田	〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領2037	0465-82-8609(代)

### ② 災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】

労働局	所在地	電話番号
神奈川県労働局職業安定部 職業対策課 神奈川県助成金センター	〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル5F	045-277-8815

休業されている事業主の方へ

## 令和元年台風第19号等に伴う雇用保険の特例措置について

令和元年台風第19号等に伴い、事業所が災害を直接の原因として休止・廃止したため休業を余儀なくされ、労働者に賃金（休業手当を含む）を支払うことができない場合、実際に離職していなくても、又は再雇用を約した一時的な離職の場合であっても、労働者の方は失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができます。

※労働者が雇用されている事業所は被災地域外でも、労働者の就業場所（店舗、建設現場、派遣先など）が被災地域内の場合も対象になります。

- ① 雇用保険被保険者資格喪失届および雇用保険被保険者離職証明書（労働者が離職していない場合は、その余白に「休業」と表示）に内容を記載（ただし、労働者が離職していない場合は、離職理由は記載不要のため斜線を引いてください）のうえ管轄のハローワーク提出

（賃金台帳等を確認させていただく場合があります）

※管轄のハローワークに提出できない場合（本社等が提出する場合）、別のハローワーク

（本社等の管轄のハローワーク）に提出ができます。

なお、迅速な支給のため、可能な限り早期ご提出にご協力をお願いします。

- ② ハローワークから休業票又は離職票を受け取り、休業又は一時離職した労働者へ送付（労働者の方へ送付できない場合は、ハローワークへご相談ください）
- ③ 労働者が休業票又は離職票および本人確認書類を持ってハローワークへ来所し受給手続（事業所が被災等により書類の提出が困難な場合、労働者が身分証明書や賃金額が確認できる書類を持ってハローワークへ来所してください。書類のない場合はハローワークへご相談ください。）

### ※制度利用に当たっての留意事項

この特例措置を利用して失業給付の支給を受けた方については、休業又は一時離職（以下「休業等」）が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業等の前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

また、休業されていた労働者の方が再び就業することになった場合、またはこの特例の実施期限（令和2年10月10日）が到来した場合には、改めて「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

手続きの流れ

- 労働者に休業手当を支払い、雇用の維持を図る事業主は、雇用調整助成金が受給できる場合があります。

※詳細な内容は、最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。

